

公正かつ合理的な取引の確保について

総合食料局

平成 2 2 年 2 月

農林水産省

目 次

I 価格形成の透明性

- 1. せり・入札取引と相対取引の流れ 3
- 2. せり・入札取引の概要 4
- 3. 卸売市場における取引方法と価格形成 5
- 4. 取引情報の公表内容とその方法 6

II 取引の合理化

- 1. 中央卸売市場における主な取引規制 8
- 2. 取引規制の緩和の変遷 10
- 3. 規制緩和の運用状況 11
- 4. 受託拒否の禁止及び差別的取扱いの禁止の概要 14
- （参考）卸売手数料の弾力化 16
- 5. 商物一致原則の概要 17
- 6. 市場取引委員会の概要 21

参 考

- 1. 売買取引の方法に関する関係法令等 25
- 2. 1号物品～3号物品の設定事例 27
- 3. 卸売予定数量等の公表に関する関係法令等 30
- 4. 受託拒否の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する関係法令等 33
- 5. 商物一致原則に関する関係法令等 34
- 6. 市場取引委員会に関する関係法令 41

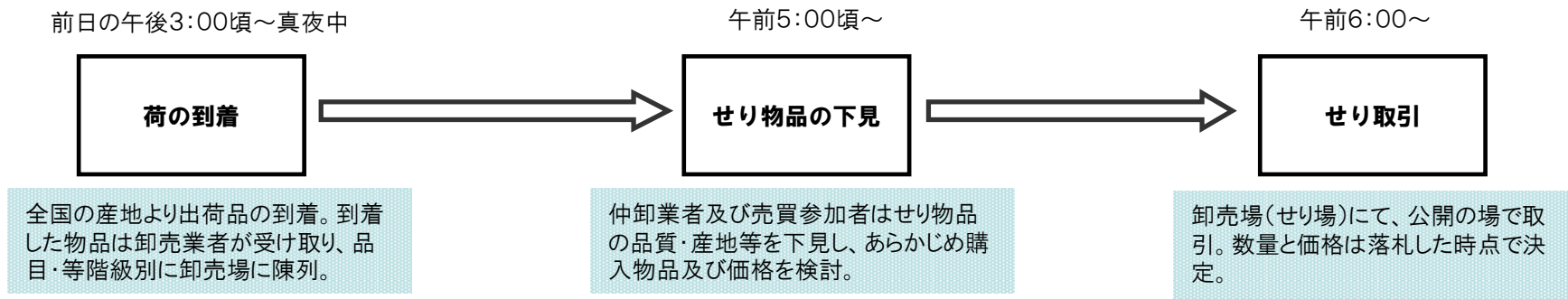
I 価格形成の透明性

I 価格形成の透明性

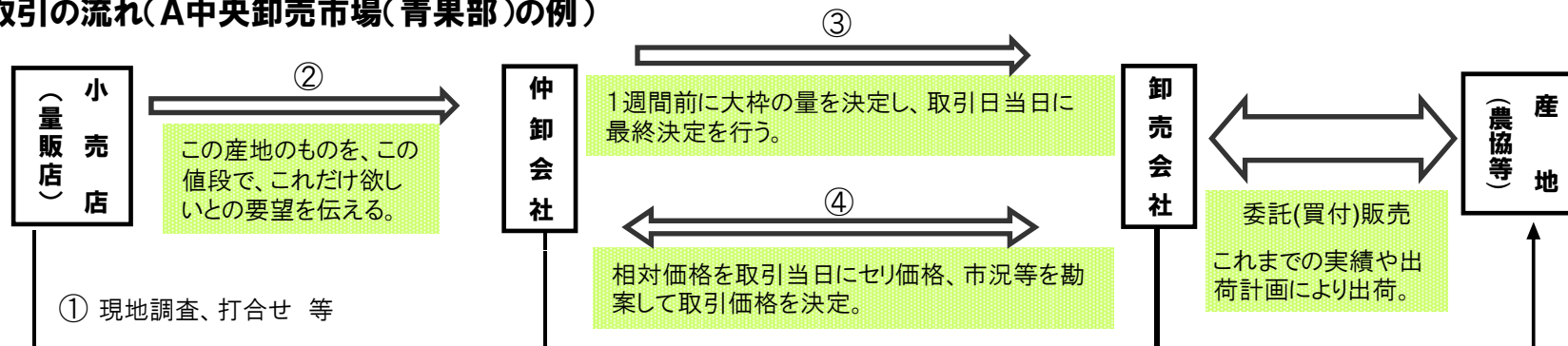
1. せり・入札取引と相対取引の流れ

- せり・入札取引は、前日～当日入荷した物品について、公開の場で取引が行われる。数量と価格は落札した時点で決定する。
- 相対取引は、卸売業者と買手が一対一で個別に行う取引であり、取引数量等の交渉を事前に行い、数量と価格は当日に決定することが多い。

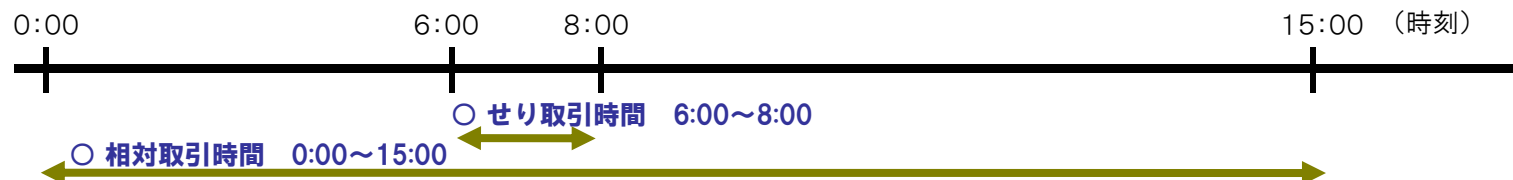
■ せり・入札取引の流れ(A中央卸売市場(青果部)の例)



■ 相対取引の流れ(A中央卸売市場(青果部)の例)



■ 取引時間(例)



2. せり・入札取引の概要

I 価格形成の透明性

- 中央卸売市場における卸売物品は、3つの区分(いわゆる1号～3号物品)ごとに決められた方法に従って取引が行われている。これらいわゆる1号～3号物品及びせり割合については、各開設者が市場取引委員会の意見を聴いて定めている。
- せりが形骸化しているという意見があるが、現在のせり対象品目やその設定方法、せり割合やその設定方法に問題はるか。
- いわゆる1号～3号物品やせり割合について、開設者による市場一律の規制ではなく、事業者の判断に委ねるべきとする意見があるが、このような取引のルールに関する事項は市場関係事業者間の調整に委ねるべきか。

■ 売買取引の方法に係る規定(卸売市場法第35条)

中央卸売市場において行う卸売については、次に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、それぞれの区分に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

	生鮮食料品等の区分	売買取引の方法
1号物品	せり・入札によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの	せり・入札
2号物品	毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定割合に相当する部分についてせり・入札によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの	開設者が品目ごとに定める一定割合に相当する部分についてはせり・入札、それ以外についてはせり・入札又は相対取引
3号物品	1号物品及び2号物品以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの	せり・入札又は相対取引

■ せり・入札対象物品(1号物品及び2号物品)の選定の考え方及び決定方法の例

【選定の考え方】

- 品質・形状の個体格差が大きく、現物評価の必要な品目。
- 希少価値の高い品目。
- せり取引の実績の多い品目。

【決定方法】

- 業界又は市場取引委員会の意見を聴いて決定(仲卸業者及び売買参加者からの要望等に配慮)。

■ 2号物品のせり・入札割合の決定方法の例

【せり・入札割合の決定方法】

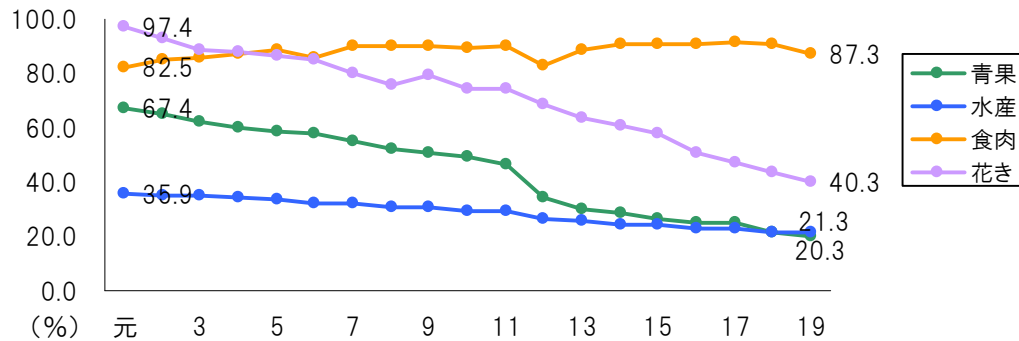
- 例① 業界又は市場取引委員会の意見を聴いて割合を決定し、業務規程、要領等に規定。
- 例② 市場取引委員会の意見を聴いて品目ごとに決定。(年1回見直し)
- 例③ 卸売業者が仲卸業者及び売買参加者からの要望を踏まえ翌月のせり割合(数量)を市場取引委員会に報告。

3. 卸売市場における取引方法と価格形成

I 価格の透明性

- せり・入札取引の割合は地域によって異なるが、全体の傾向は、食肉を除き減少傾向にある。
- せり・入札取引と相対取引の価格の関係について、キャベツを例に見ると、卸売のせり・入札価格と相対価格はほぼ連動しており、常にどちらかが高い・安いということはない。

■ 中央卸売市場におけるせり・入札取引の割合の推移(金額ベース)



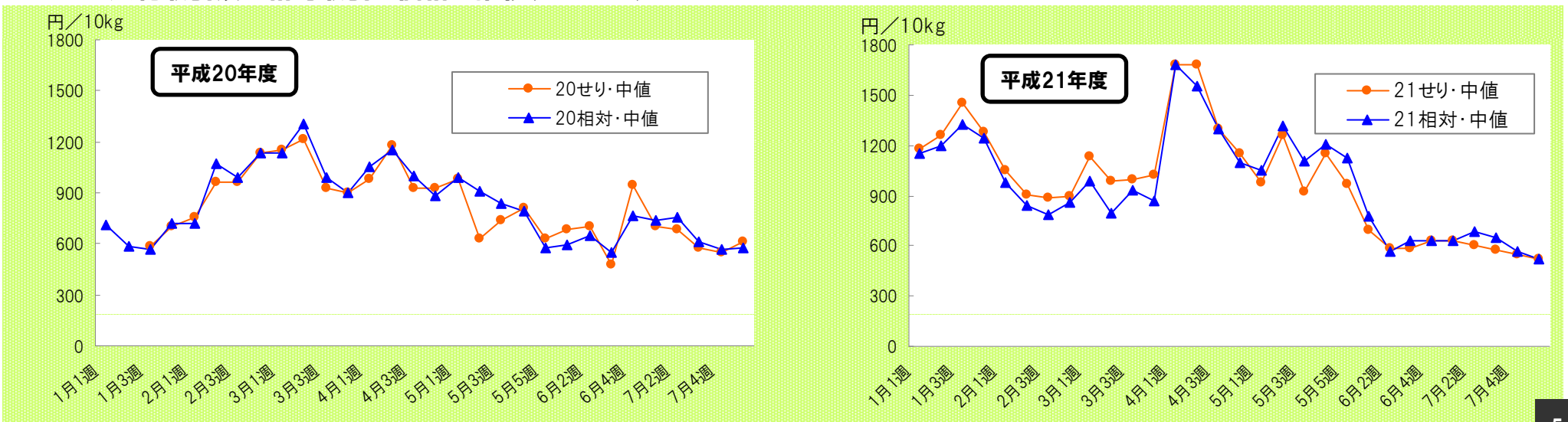
資料: 農林水産省流通課調べ

■ 中央卸売市場の地域別せり・入札取引の割合(金額ベース)

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	(%)
青果	31	8	6	19	4	53	24	32	31	43	
水産	9	15	15	29	33	26	7	15	57	-	
食肉	-	86	95	-	44	95	91	-	53	-	
花き	-	34	33	28	-	63	42	81	78	81	

資料: 農林水産省流通課調べ(平成19年度実績)

■ せり・入札取引及び相対取引の価格の推移(キャベツ)



資料: 東京都中央卸売市場「青果物の週間市況」を基に農林水産省流通課で作成

4. 取引情報の公表内容とその方法①

I 価格形成の透明性

- 卸売市場法等に基づき、卸売業者及び開設者は、販売開始前までにその日の主要な品目の卸売予定数量等について市場内に掲示するとともに、卸売が終了した後、その日の主要な品目の卸売数量、価格等の卸売結果を公表することとなっている。
- 価格形成の透明性が低いという意見があるが、現在の開示情報、仕組みでは不十分か。不十分であれば、どのような情報をさらに開示すべきか。

	卸売予定数量	卸売結果
卸売業者	<p>【卸売市場法第47条第1項】 【施行規則第30条の2及び第30条の3】 【業務規程例第54条第1項】</p> <p>卸売業者は、毎日の卸売が開始される時までに、次の各号の区分ごとにその日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) セリ又は入札の方法により当日卸売をする物品 (2) 相対取引により当日卸売をする物品 (3) 第三者販売に係る物品 (4) 商物分離取引に係る物品 	<p>【卸売市場法第47条第2項】 【施行規則第31条】 【業務規程例第54条第2項】</p> <p>卸売業者は、毎日の卸売が終了した後速やかに、売買取引の方法ごとに、主要な品目の卸売数量、主要な産地、高値・中値・安値に区分した卸売価格を公表。</p>
開設者	<p>【卸売市場法第46条第1項】 【施行規則第29条】 【業務規程例第55条第1項】</p> <p>開設者は、中央卸売市場の各市場において、毎日の卸売が開始される時までに、その日の主要な品目の卸売予定数量・主要な産地、前日の主要な品目の卸売数量・価格を各市場の見やすい場所に掲示。</p>	<p>【卸売市場法第46条第2項】 【施行規則第30条】 【業務規程例第55条第2項】</p> <p>開設者は、売買取引の方法ごとに、毎日の卸売数量及び価格(主要な産地ごとに高値・中値・安値に区分)を公表。</p>

取引情報の公表内容とその方法②

I 価格形成の透明性

取引情報の公表例

卸売予定数量の例

＜卸売業者＞

- 公表時間: 販売開始時刻までに公表(前日の16:00～17:00頃に公表)
- 公表方法: 卸売場の見やすい場所に掲示

(トン)

品目	主産地	取引方法別卸売予定数量				
		合計	せり・入札	相対	第三者販売	商物分離
キャベツ	愛知他	94.6	3.8	64.8		26.0

開設者への報告

＜開設者＞

- 公表時間: 卸売業者からの報告を受けた後、速やかに公表
- 公表方法: 市場内の見やすい場所に掲示(電光表示板)及びインターネットでの公表

(トン)

品目	主産地	本日合計	数量内訳					前日合計
			計	A社	B社	C社		
キャベツ	愛知・他	144.7	せり・入札	7.6	3.8	2.3	1.5	169.7
			相対	111.1	64.8	30.5	15.8	
			第三者販売	-	-	-	-	
			商物分離	26.0	26.0	-	-	

卸売結果の例

＜卸売業者＞

- 公表時間: 販売終了後、速やかに公表(当日の14:00～15:00頃に公表)
- 公表場所: 卸売場の見やすい場所に掲示

(kg、円)

主要な品目	取引方法	数量	主産地	量目	高値	中値	安値
キャベツ	せり・入札	3,650	愛知	10	1,260	735	525
			千葉	10	1,260	630	473
			各地	10	-	-	-
	相対	65,030	愛知	10	1,260	630	315
			千葉	10	1,260	735	420
			各地	10	-	-	-
	第三者販売	-	-	-	-	-	-
	商物分離	26,000	愛知	10	1,050	735	630
			千葉	10	-	-	-
			各地	10	945	-	-

開設者への報告

＜開設者＞

- 公表時間: 卸売業者からの報告を受けた後、翌日までに公表
- 公表方法: 市場内の見やすい場所に掲示(電光表示板)及びインターネットでの公表

(kg、円)

品目	卸売数量	取引方法	数量内訳	卸売価格				
				主産地	単位	高値	中値	安値
キャベツ	151,470	せり・入札	7,280	愛知	10	1,290	735	512
				千葉	10	1,270	630	473
				各地	10	-	-	-
		相対	118,190	愛知	10	1,270	630	308
				千葉	10	1,270	735	416
				各地	10	-	-	-
		第三者販売	-	-	-	-	-	
		商物分離	26,000	愛知	10	1,050	735	630
				千葉	10	-	-	-
				各地	10	945	-	-

※ 会社別の実績を別に表示

1. 中央卸売市場における主な取引規制①

- 中央卸売市場においては、卸売市場法、業務規程例等において様々な取引規制が設けられている。
- 取引規制をもっと緩和すべきという意見があるが、市場取引の合理化の観点からさらにどのような規制を緩和すべきか。
- 事業者の事務負担軽減の観点から、提出書類の見直し等、事務の簡素化に取り組むことが必要ではないか。

《基本原則》 中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。(卸売市場法第34条)

《卸売市場法》

(基本的な規定)

- 差別的取扱いの禁止(法第36条第1項)
- 受託拒否の禁止(法第36条第2項)

(適切な価格形成を行うための規定)

- 売買取引の方法(法第35条)
- 第三者販売の原則禁止(法第37条)
- 商物一致の原則(法第39条)
- 卸売の相手方としての買受けの禁止(法第40条)
- 直荷引きの原則禁止(法第44条)

(公正な取引を担保するための規定)

- 売買取引の制限(法第45条)
- 開設者による卸売予定数量等の公表(法第46条)
- 卸売業者による卸売予定数量等の公表(法第47条)

《業務規程例(平成19年10月1日付農林水産省総合食料局長通知)》

- 卸売業者の開設区域内における市場外での販売の規制(業第38条)
- 仲卸業者の開設区域内における市場外での販売の規制(業第50条)
- 卸売業者が卸売した物品の買戻しの制限(業第43条)
- 販売代金の変更の禁止(業第61条)
- 売買仕切金の翌日支払義務(業第56条)
- 買受代金の即時支払義務(業第60条)
- 委託手数料の率の設定への関与(業第58条)
- 出荷奨励金の交付率の設定への関与(業第59条)
- 完納奨励金の交付率の設定への関与(業第62条)
- その他手続規定等

《東京都中央卸売市場条例(業務規程)》

- 予約相対取引の承認(条第58条、条第59条の2)
- その他手続規定等

■ 開設者への提出書類

事 項	根拠	提出頻度
販売原票の提出	☆	毎日
指値その他の条件の届出	☆	
上場順位変更	☆	
卸売をしていない物品の搬出の禁止	☆	
受託品(買付品)検査申請書	○☆	
卸売予定数量・卸売結果の報告	◎○☆	
売上高月計表	☆	月1回
予約相対取引の承認申請・結果報告	☆	
せり売開始時刻前の卸売許可申請・卸売結果報告	◎○☆	
相対取引の承認申請・結果報告	◎○☆	
第三者販売の許可申請・結果報告	◎○☆	
直荷引きの許可申請・承認結果報告	◎○☆	

事 項	根拠	提出頻度
市場間転送・区域外転送に係る卸売許可申請(包括承認)	☆	年1回
卸売の代行の取扱高報告、休止・再開・廃止届	☆	
出荷奨励金交付承認申請	○☆	
完納奨励金交付承認申請(包括)	○☆	
出荷奨励金、完納奨励金支出状況報告	○☆	
せり人登録、登録更新、登録抹消申請	◎○☆	
支払猶予の特約承認申請(包括)	◎○☆	随時
販売担当者の届出、廃止届	☆	
非取扱物品の届出	☆	
買受代金不払報告	☆	
許可業務以外の販売の禁止	○☆	
市場外指定保管場所の申請、解除	◎○☆	
受託契約約款承認申請	◎○☆	
電子商取引の承認申請	◎○☆	
市場間連携及び業者間連携の承認申請	◎○☆	

注：◎は卸売市場法及び施行規則、○は業務規程例、☆はA中央卸売市場条例(業務規程)

2. 取引規制の緩和の変遷

II 取引の合理化

- 生鮮食料品流通を巡る状況の変化に対応し、卸売市場流通の効率化を推進するため、平成11年ならびに平成16年に卸売市場法を改正し、取引の規制を緩和。

卸売市場法(昭和46年)

【せり・入札原則】

- 卸売業者の販売方法は、一定の規格性を有しその供給事情が比較的安定している物品等を除き、せり・入札取引に限定

【委託集荷原則】

- 卸売業者の集荷方法は、実需者と予め締結した契約に基づく取引で、事前に開設者の承認を受けた場合等を除き、委託集荷に限定

【商物一致原則】

- 卸売業者の販売は、開設区域内において開設者が指定する場所または開設区域の周辺地域において大臣が指定する場所で卸売をする場合を除き、市場内にある物品に限定

【第三者販売・直荷引きの原則禁止】

- 卸売業者の販売先は、入荷量が著しく多く残品を生じるおそれがある場合等を除き、当該市場の仲卸業者、売買参加者に限定
- 仲卸業者の仕入先は、市場内の卸売業者から買い入れることが困難で、開設者の許可を受けた場合を除き、当該市場の卸売業者に限定

【卸売手数料の公定制】

- 卸売業者が徴収する手数料を開設者が一律に規定

【兼業業務等の届出制】

- 卸売業者の兼業業務及び支配関係法人の届出義務

【市場外での販売活動に関する規制】

- 卸売業者及び仲卸業者の開設区域における市場外での販売活動に関する規制

卸売市場法改正(平成11年及び16年)

【せり・入札原則の廃止】

- 卸売業者の販売方法を業務規程においてせり・入札、相対の取引方法別に規定[H11改正]

【委託集荷原則の廃止】

- 卸売業者の集荷方法を自由化[H16改正]

【商物一致原則の緩和】

- 開設区域内において、卸売業者の申請した場所にある物品を開設者の承認を得て卸売する場合について、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことを認める[H11改正]
- 業務規程で定める品目について、開設者の承認を得て電子商取引を行う場合、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことを可能とする[H16改正]

【第三者販売・直荷引きの弾力化】

- 生産者や外食・加工・小売業者等と、卸・仲卸業者との連携強化や、地方の卸売市場のネットワーク化を図ること目的として、開設者の承認を得た場合について、卸売業者の第三者販売や仲卸業者の直荷引きに係る規制を緩和[H16省令改正]

【卸売手数料の弾力化】

- 卸売業者自らがその提供する機能・サービスに見合った手数料を設定できるよう弾力化(平成21年4月～)[H16改正]各市場の業務規程において、開設者への届出制、承認制を設置

【兼業業務等の届出制の廃止】

- 業務内容の多角化による経営体質の強化の必要性から、届出制を廃止[H16改正]

【市場外での販売活動に関する規制の廃止】

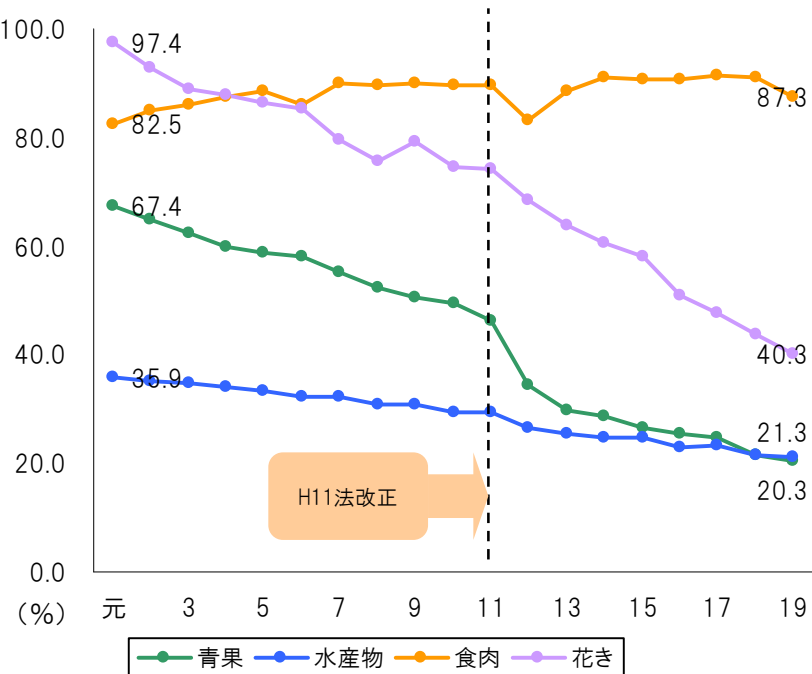
- 法律上の規制を廃止し、各市場の業務規程において、開設者の承認制又は届出制を設置[H16改正]

3. 規制緩和の運用状況①（せり・入札原則の廃止、委託集荷原則の廃止）

- せり・入札取引については、H11年の法改正以前から、食肉を除き、減少傾向。H11年のせり・入札原則の廃止後も、食肉を除き、せり・入札取引の割合は一層減少している。
- 買付集荷については、H16年の法改正以前から、青果及び水産物について増加傾向にある。買付集荷の利益率については、食肉を除き、受託品と比べて低い。

せり・入札原則の廃止(H11年法改正)

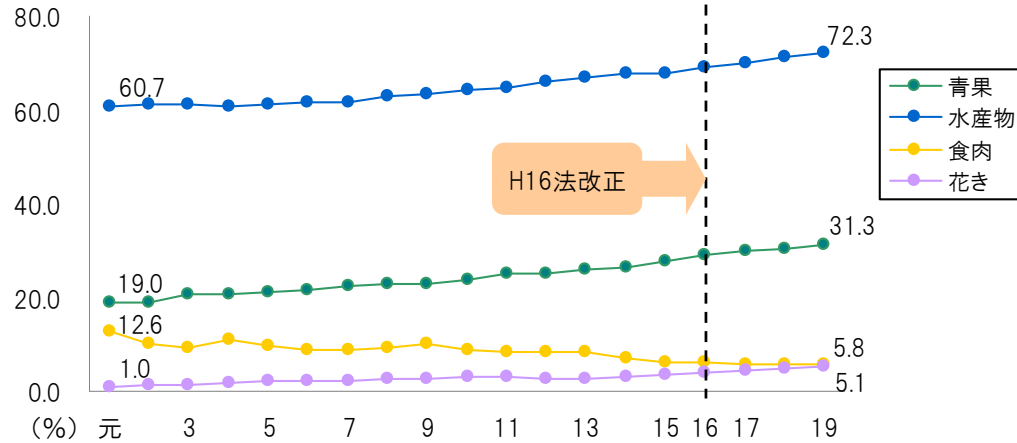
■ 中央卸売市場におけるせり・入札取引の割合の推移 (金額ベース)



資料：農林水産省流通課調べ

委託集荷原則の廃止(H16年法改正)

■ 買付集荷の割合の推移 (金額ベース)



資料：農林水産省流通課調べ

■ 受託品及び買付品の利益率の推移

	卸売業務全体		受託品		買付品	
	H15年度	H20年度	H15年度	H20年度	H15年度	H20年度
青果	7.0%	6.7%	8.0%	8.0%	4.2%	4.1%
水産物	5.0%	4.8%	5.4%	5.4%	4.7%	4.6%
食肉	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.6%	3.7%
花き	9.3%	9.3%	9.4%	9.5%	6.4%	6.7%

資料：農林水産省流通課調べ

- H11年の法改正により導入した卸売業者の申請により開設者が承認する保管場所を活用した商物分離取引は、花きを除き定着している。
- H16年に導入した電子商取引による商物分離取引を実施しているのは、10市場(11事例)となっている。

商物一致原則の緩和①(H11、H16年法改正)

■ 中央卸売市場における場外保管場所の状況

	卸売業者が申請し、開設者が承認した場所 (開設区域内)	開設者・大臣が指定した場所	
		開設区域内	開設区域周辺
青果	20ヶ所	75ヶ所	78ヶ所
水産物	245ヶ所	513ヶ所	510ヶ所
食肉	48ヶ所	62ヶ所	15ヶ所
花き	-	1ヶ所	-

資料：農林水産省流通課調べ
注：平成11年の法改正により赤枠部分を措置

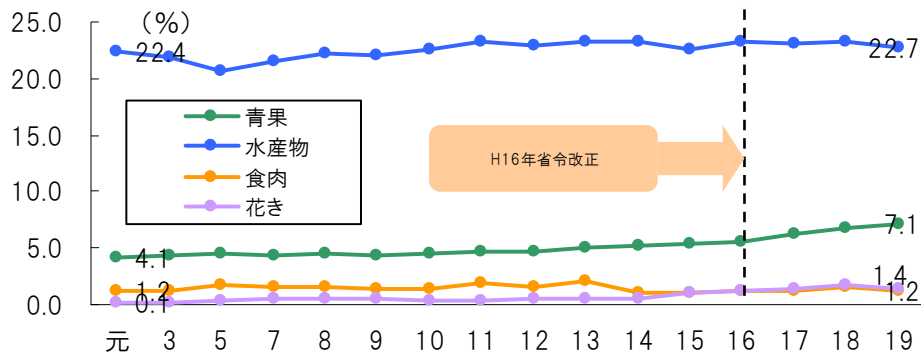
■ 中央卸売市場における電子商取引の実施状況(H16年法改正)

開始年度	市場名	実施品目
17	札幌市中央卸売市場水産物部	活かに、殻付きうに
18	札幌市中央卸売市場青果部	バナナ
	仙台市中央卸売市場水産物部	冷凍カツオ、若布、しめさば、その他加工品
	東京都中央卸売市場大田市場花き部	ファレノプシス(洋蘭)
19	大阪市中央卸売市場東部市場青果部	バナナ、オレンジ、アスパラガス、パプリカ等
	姫路市中央卸売市場水産物部	牡蠣(パック)、水産煉製品
	横浜市中卸売市場本場青果部	たまねぎ、馬鈴しょ
	千葉市中央卸売市場青果部	キャベツ、だいこん、にんじん
20	青森市中央卸売市場青果部	にんじん、だいこん、ごぼう
	神戸市中央卸売市場東部市場花き部	小菊
	東京都中央卸売市場豊島市場青果部	だいこん、馬鈴しょ

- 卸売業者による第三者販売の割合は、青果及び花きでは増加傾向、水産物、食肉についてはほぼ横ばいで推移している。
- 中央卸売市場の仲卸業者が自市場の卸売業者以外から仕入をしている割合は、各部類とも増加している。

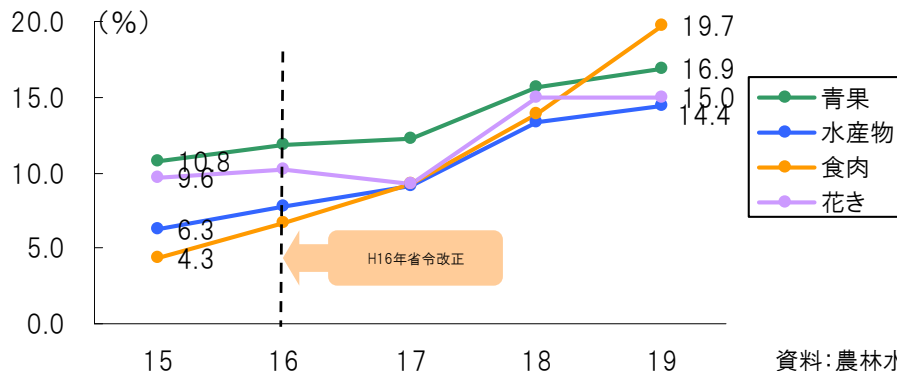
第三者販売・直荷引きの弾力化(H16年省令改正)

■ 中央卸売市場における第三者販売の割合の推移(金額ベース)



資料：農林水産省流通課調べ

■ 中央卸売市場の仲卸業者における自市場の卸売業者以外からの仕入割合の推移(金額ベース)



資料：農林水産省流通課調べ

■ 平成16年に緩和した第三者販売の要件

要件① 産地・実需者との連携に基づく新商品の開発

要件② 他市場の卸売業者との契約に基づく共同集荷等

<事例>

(ア)北海道の大根生産者及びコンビニ販売用おでん種、外食産業用大根おろしの食品製造業者と契約を結び、当該食品製造業者へ販売。<青果卸売業者>(要件①を活用)

(イ)東北地区の卸売業者6社と九州地区の卸売業者で契約。東北地区では集荷が困難であった福岡県産の長ナス、ブロッコリー、宮崎県産のキュウリ、ピーマン等を共同集荷し、食品スーパー等へ販売。<青果卸売業者>(要件②を活用)

■ 平成16年に緩和した直荷引きの要件

要件① 産地・実需者との連携に基づく新需要の開拓

要件② 他市場の卸売業者との契約に基づく共同集荷等

<事例>

(ア)近郊の産地と実需者(ホテル、小売店等)と連携。カレー、スミイカ、アナゴ等を要望に応じて簡易加工を施し、当該実需者へ販売。<水産物仲卸業者>(要件①を活用)

4. 受託拒否の禁止及び差別的取扱いの禁止の概要①

【受託拒否の禁止】

- 受託拒否の禁止については、卸売市場法第36条第2項において、卸売業者は、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならないことが規定されている。

《規制の趣旨》

卸売市場における極めて**基本的な原則**。経時変化が著しい**生鮮食料品**について、規模の大小に関わらず**生産者に安定的な販路を提供**するとともに、**卸売業者の恣意による需給操作(入荷制限)**を排除し、**適切な価格形成**を図る。

《受託拒否できる正当な理由の事例》

(平成16年11月1日付農林水産省総合食料局流通課卸売市場室長通知)

- ① 衛生上有害な物品等の場合
 - ・ 委託物品が、食毒の危険性から保健所と卸売業者との協議に基づき、取扱品目外とした野生の山菜、きのこ等である場合において、受託を拒否する場合
 - ・ 赤痢菌に汚染された可能性のある韓国産カキが出荷されたとの連絡を受け、保健所が卸売業者に販売禁止と当該物品の回収を指示した場合において、その受託を拒否する場合 等
- ② 法令違反又は行政当局の指示・命令
 - ・ JAS法で、産地表示が義務付けられている物品について、産地が不明であるものが出荷された場合において、受託拒否をする場合
 - ・ 植物防疫法に基づく移動制限がかかっている物品について、受託を拒否する場合 等
- ③ 市場施設の処理能力の超過
 - ・ 地震等の災害により市場が被害を受け、委託を受けた物品を保管する場所がない場合において、受託を拒否する場合 等
 - 〔 なお、過大な入荷量により市況が暴落するとの理由のみで受託拒否をすることは、物品の需給により決定するという卸売市場の価格形成が歪められるおそれがあることから、認められるものではない。〕
- ④ 卸売のための販売の委託の申込みが開設者の承認を受けた受託契約約款によらない場合
 - ・ 受託契約約款に定める委託手数料よりも低い手数料率を条件とする出荷や委託者が受託契約約款に定める費用負担をしないことを条件とする出荷等の受託契約約款に反する出荷があった場合

《参考》研究会で出された主な意見

- 卸売市場には公共性・公益性があるが、一方で、卸売会社としては経済合理性を求めていかななくてはならない。受託拒否の禁止など経済合理性を追求できないルールがある。〈川田委員〉
- 受託拒否の禁止、差別的な取扱いの禁止と取引自由化との整合性を公設市場という位置からどうとっていくのかが重要。〈大竹委員代理〉
- 著しく品質の悪いものについては、市場が取り扱いを拒否できる仕組みが必要。〈川原氏((社)日本生花通信配達協会)〉
- 受託拒否の禁止には賛成できない。しかし、卸売市場の機能として誰もが出荷できるということは重要。〈藤島氏(東京農業大学)〉
- 受託拒否の禁止は、天候により豊凶が左右されやすい青果物の特性上、残すべきである。〈椎名委員〉

【不当に差別的な取扱いの禁止】

- 差別的取扱いの禁止については、卸売市場法第36条第1項において、卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならないことが規定されている。

《規制の趣旨》

卸売市場の**公共性から当然の規定**。出荷者や仲卸業者、売買参加者の規模の大小に関わらず、卸売市場における**取引の機会を平等に付与し、公正な競争の下で最適な資源の配分**を行う。

《「不当に差別的」の「不当」の考え方》

「不当」の判断は、取引の安全、秩序等の保持の見地から、信用力、取引量、決済方法等に応じた、いわゆる通常の商取引において許容される範囲は不当ではないということで、行われるべきもの。

《不当に差別的な取扱いの事例》

- ① せり取引において、特定の買受人の価格の申込みを無視して他の者をせり落とし人とする事。
- ② 相対取引において、他の買受人を排斥するような形で特定の者に対し優先的に販売すること。
- ③ 相対取引において、不当と見られる価格条件等を提示して実質的な販売拒否を行うこと。
- ④ 卸売業者が出資等を受けている大型小売事業者からの働きかけを受け、当該大型小売事業者の取引に利するために特定の出荷者、仲卸業者、売買参加者に便益を与える行為を行うこと。

- 卸売業者が、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならないとする規制を廃止し、卸売業者が機能・サービスに応じて手数料を弾力的に徴収することを可能とした。

卸売手数料の弾力化の状況

■ 卸売手数料の額の決定方法(平成22年1月現在)

届出制	承認制
40開設者	7開設者

資料:農林水産省流通課調べ

■ 卸売手数料を変更した卸売業者(2社)

市場名	取扱部類	品目	旧手数料率	新手数料率
東京都中央卸売市場世田谷市場	花き部	花き	9.5%	10.0%
仙台市中央卸売市場本場	水産物部	加工食料品	5.0%	5.5%

資料:農林水産省流通課調べ

- 商物一致原則については、卸売市場法第39条において、卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務について、原則として、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならないことが規定されている。
- 鮮度保持や流通の効率化を図るため、商物一致原則を見直すべきとの意見があるが、どのような見直しが必要か。

《規制の趣旨》

規格性や貯蔵性に乏しい生鮮食料品について、現物を市場に搬入し、**商品の内容を直接確認**して取引を行うことにより、**適切な価格形成**を図る。

《例外措置》

- ① 開設区域内において開設者が指定する場所(省令で定める特別の事情がある場合には、農林水産大臣が指定した開設区域周辺の場所を含む。)にある生鮮食料品の卸売をする場合及び開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等を卸売する場合で、開設者が認めたとき。
- ② 電子情報処理組織等の情報処理組織を使用する取引方法により卸売をすることについて、開設者が認めたとき。
(省令で、「対象品目や数量上限等について市場取引委員会の審議を経ること」、「対象品目は一定の規格性を有しているものであること」等の条件を規定)

《参考》研究会で出された主な意見

- 商物一致の原則は消費者ニーズに応えられない制度なので撤廃すべき。〈樋口委員〉
- 商物分離は流通コストの削減につながることから、今後さらに推進されるべきだが、現行の商物分離取引は電子商取引に限定されているので、更なる合理化を図るべき。〈松本氏(日本園芸農業協同組合連合会)〉
- 組織小売業としては、商流は今まで通りでいいが、物流はセンターヘダイレクトに商品が入るといった方法を進めてほしい。〈大塚委員〉
- 生鮮品については、商物分離で価格を一律でやることは、実際、ほぼ不可能ではないか。生鮮品は日々品質は変わるので、価格を別のところで決めるのは非常に難しい。全て現物を見ないと価格を決められないという訳ではないと思うが、生鮮食品は、日々、商品の価値が変わるということを認識しておかなければならない。〈藤島氏(東京農業大学)〉

- 平成16年の法改正において、卸売市場流通の効率化を進める観点から、一定の規格性のある物品については、開設者の承認を受けて電子商取引を行う場合には、商物一致原則の例外として取り扱うこととした。

■ 電子商取引の概要

《参加対象者》

当該市場の仲卸業者又は売買参加者に限定

《対象品目》

- 1 かんしょ、ばれいしょ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ等の規格性を有する野菜及び野菜の加工品
- 2 かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
- 3 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品
- 4 牛及び豚の部分肉、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉並びに鳥肉及び鳥卵
- 5 加工食料品
- 6 花きのうち種苗、花木、はち植のもの、枝物及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの
- 7 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なものであって、開設者が当該中央卸売市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして業務規程で定めるもの

《手続き》

対象品目、取引方法、当該取引方法による卸売の数量の上限及び卸売の実施期間を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会の審議を経て当該開設者の承認を受けなければならない。

■ 開設者の運用事例

■ 東京都中央卸売市場

【品目】

左の1～6に掲げる品目(7号を除く。)

【独自に定める取引方法】

入札取引に限定

■ 札幌市中央卸売市場

【品目】

左の1～6に掲げる品目に加え、加工用の「活かに」、「殻付きうに」。

【独自に定める取引方法】

相対取引に限定

■ 宮崎市中央卸売市場

【品目】

左の1～6に掲げる品目に加え、きく、ばら、カーネーション、ゆり、トルコぎきょう、スイートピー、グラジオラス、ストック、スターチス、グロリオサ、りんどう、きんぎょそう、ガーベラ、かすみそう、ホオズキ

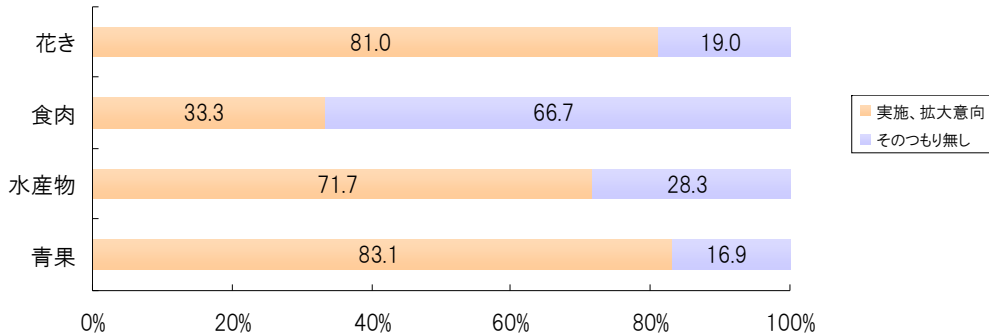
【独自に定める取引方法】

特になし

○ 商物分離取引を今後、実施または拡大したいとする中央卸売市場の卸売業者の割合は、青果、花きで約8割、水産物で約7割、食肉で約3割となっている。その理由は、物流コストの削減、鮮度の維持、実需者からのニーズ等となっている。

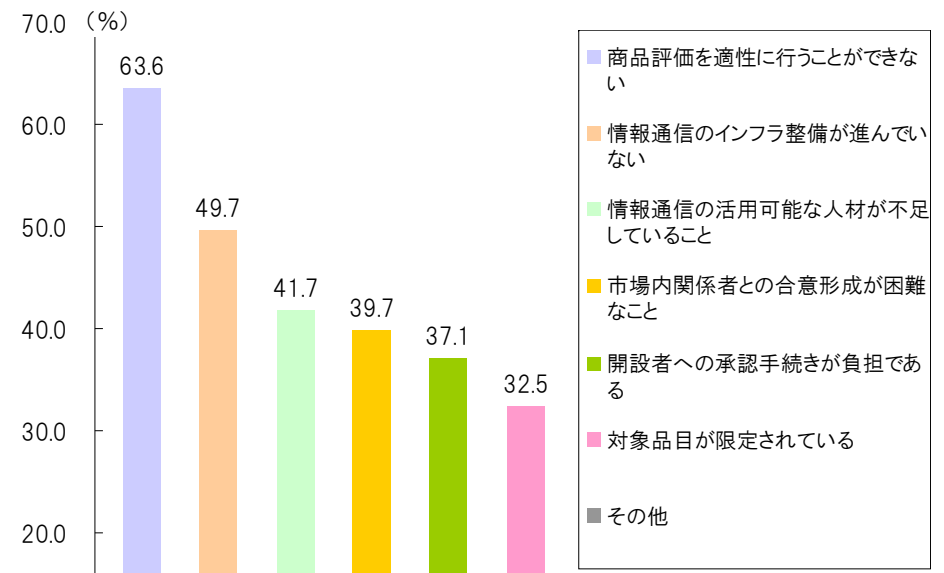
○ また、電子商取引を導入する場合の問題点としては、「商品評価を適正に行うことができない」、「通信情報のインフラ整備が進んでいない」や「情報通信の活用可能な人材が不足している」等となっている。

■ 商物分離取引に関する今後の意向



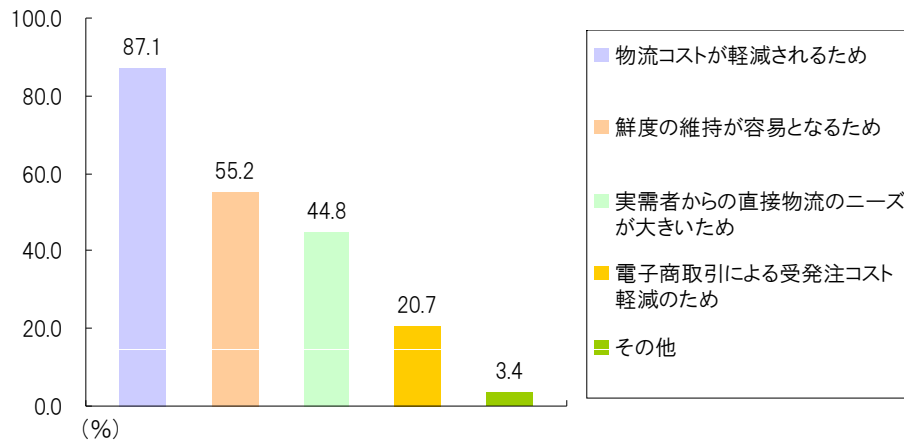
資料：農林水産省流通課調べ
注：中央卸売市場の卸売業者のうち、青果65社、水産物60社、食肉6社、花き21社から回答

■ 電子商取引を導入する場合の問題点



資料：農林水産省流通課調べ
注：中央卸売市場の卸売業者のうち、青果67社、水産物57社、食肉6社、花き21社から回答

■ 商物分離取引を実施・拡大したい理由



資料：農林水産省流通課調べ
注：中央卸売市場の卸売業者のうち、青果55社、水産物42社、食肉2社、花き17社から回答

- 卸売市場における商物分離による取引については、流通コストの削減や鮮度維持等の効果が期待されるが、業務規程等により対象品目が限定されていること、実需者ごとにシステムを対応させる必要があることや市場取引委員会の審議を経て開設者の承認を受ける必要があることが課題となっている。

■ A 中央卸売市場（青果部）

【取組概要】

○商品の見た目が重視される一般消費者向けとは異なり、規格の簡素化がされている加工業務用野菜について、大型コンテナにより産地から実需者への直接輸送を行った。（品目：キャベツ、だいこん等）

【効果】

- 出荷コストが減少
段ボールの組み立て、箱詰め作業の軽減、包装資材費の30%削減（大型コンテナ使用料と段ボール資材費との比較による試算）
- 輸送コストが減少
10kg当たり50円の輸送費削減（例：卸売市場経由：170円/10kg→直送：120円/10kg）



■ B 中央卸売市場（青果部）

【取組概要】

○量販店の配送センター化や加工業者への大口配送が増加していることから、輸入青果物を輸入商社から配送センターや実需者へ直接輸送を行った。（品目：バナナ、アスパラガス等）

【効果】

- 受発注業務のシステム化により、事務作業の削減や作業の誤りが減少。
- 商社から温度管理された輸送により、商品の鮮度劣化の防止や卸売市場における荷捌きの削減から品痛みが減少。
- 卸売業者の荷降ろしコスト等が削減（1トン当たり650円の削減）

【共通課題】

- 業務規程により対象品目が限定されており、対象品目を拡大し難い。
- 大型量販店ではシステム化が進んでおり、実需者ごとにシステムを対応させる必要がある。
- 商物分離取引の実施について、市場取引委員会の審議を経て開設者の承認を受けなければならず実施が困難

6. 市場取引委員会の概要

II 取引の合理化

- 市場取引委員会については、市場の実情にあったルール設定や運用を行えるようにするため、平成11年の卸売市場法改正により、中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させる機関として、開設者が設置することができることとした。
- 市場取引委員会の委員の構成、開催回数や意思形成の方法についても各市場の実情に応じて運用されている。
- 市場取引委員会は機能していないという意見があるが、どのような改善が必要か。

■ 主な調査審議事項

項目	内容	根拠条文
業務規程の事項の変更	開設者が業務規程の事項の変更をしようとするとき、利害関係者の意見として市場取引委員会の意見を聴く場合	法第11条第2項
売買取引の方法	せり・入札の割合を定めるとき又は変更するとき	法第35条第5項
卸売の相手方の制限の特例(第三者販売)	市場間の連携に関する契約に基づき、他市場の卸売業等へ販売を行う場合	法第37条 省令24条1項5号
商物一致規制の特例(電子商取引)	卸売業者が電子商取引により卸売をする場合	法第39条第2号 省令26条第3号
仲卸業者の業務の規制(直荷引き)	市場間の連携に関する契約に基づき、他市場の卸売業者等から直荷引きを行う場合	法第44条 省令28条第1号口
卸売業者の業務の規制(開設区域内における市場外での販売)	卸売業者が開設区域内において、卸売業務以外の販売行為を行う場合	業務規程例第38条第2項、第3項
仲卸業者の業務の規制(開設区域内における市場外での販売)	仲卸業者が開設区域内において、仲卸業務以外の販売行為を行う場合	業務規程例第50条第2項、第3項

■ 委員構成の例

	開設者	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	その他	計
A市場(青果部)	1名	6名	8名	13名	-	28名
B市場(水産物部)	1名	7名	11名	4名	4名	27名

資料：農林水産省流通課調べ

■ 年間開催回数(平成20年度)

0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
6開設者	20開設者	16開設者	7開設者	3開設者	2開設者

資料：農林水産省流通課調べ(開設者に対する聞き取り調査)
注：部会により取扱いが異なるため、複数回答あり

■ 意思形成の方法

多数決	全会一致	その他
42開設者	2開設者	5開設者

資料：農林水産省流通課調べ(開設者に対する聞き取り調査)
注1：部会により取扱いが異なるため、複数回答あり
注2：「その他」は、「委員長の裁量」や「採決しない」等

参 考

1. 売買取引の方法に関する関係法令等

■ 卸売市場法

(売買取引の方法)

第三十五条 卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- 一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売又は入札の方法
 - 二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。)
 - 三 前二号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等(同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。)については、災害の発生その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとする。
- 3 第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。
- 4 開設者は、第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。
- 5 第十一条第二項の規定は、開設者が第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更するときについて準用する。

■ 卸売市場法施行規則

(相対取引によることができる特別の事情がある場合)

第二十二条 法第三十五条第二項の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 災害の発生
- 二 入荷の遅延
- 三 卸売の相手方が少数である場合
- 四 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
- 五 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者(法第三十六条第一項に規定する売買参加者をいう。以下同じ。)との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合
- 六 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
- 七 法第三十七条ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合

(せり売又は入札の方法によらなければならない特別の事情がある場合)

第二十三条 法第三十五条第三項の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- 二 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

■ 中央卸売市場業務規程例(平成19年10月1日付農林水産省総合食料局長通知)

(売買取引の方法)

第36条 卸売業者は、中央卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法
- (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引
- (3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

(注)1 物品については、別表において具体的に定めることが望ましいが、市場ごとの実情に応じ、例えば、本条のいずれかの号において「第○号及び第○号の物品以外のもの」と定めたり、別表において「別表第○及び別表第○に掲げる物品以外のもの」と定めたり、物品を規則で定めることもできる。

2 第2号の「規則で定める割合」については、市場ごとの実情に応じ、「市長が別に定める割合」、「市場長が別に定める割合」等とすることができる。

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品(同項第2号に掲げる物品にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。)については、次の各号に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合
 - (2) 入荷が遅延した場合
 - (3) 卸売の相手方が少数である場合
 - (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - (5) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
 - (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合
 - (7) 第40条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をする場合
- 3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(注)市長が指示を出す場合の判断基準を明確にする観点から、「○○その他の事情により一時的に著しく減少した場合」、「○○等により著しく増加した場合」等、入荷量の減少又は需要の増大を生じさせる具体的な場合についての例示を含めた規定としてもよい。

4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、第79条に規定する市場取引委員会の意見を聴くとともに、その数値を市場内の○○に掲示するものとする。

5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更しようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

2. 1号物品～3号物品の設定事例

※札幌市中央卸売市場、東京都中央卸売市場、名古屋市中中央卸売市場、大阪市中中央卸売市場、福岡市中中央卸売市場の事例

■ 1号物品(せり売又は入札の方法によるもの)の事例

	青 果	水 産 物	食 肉	花 き
札幌市	生きくらげ	生鮮鯨肉及びチップ(セミを除く。以下同じ。)		
東京都	該当なし	(築地市場) まぐろ類、かじき類、活魚類、えび類、煮干製品類及び素干品類等、品質が異なるため個々に評価を必要とする物品で別に定めるもの (築地以外) まぐろ類等で、品質が異なるため個々に評価を必要とする物品で市場ごとに別に定めるもの	牛及び馬の枝肉(輸入肉を除く。)	該当なし
名古屋市	個選又は個人出荷に係る野菜 個選若しくは個人出荷に係る果実又はこれらに類するものとして規則で定める果実(静岡県内産の温室アールスメロン並びに岡山県内産のマスカットオブアレキサンドリア及びグローコールマン)	生鮮水産物(特殊用途生鮮水産物を除く。)&及びこれを冷凍したもののうち市場で解凍して卸売をするもの	牛及び豚の枝肉	
大阪市	(本場) (1) にんじん、ごぼう、れんこん、わらび、ばれいしょ、たまねぎ、メークインその他市長が定める野菜 (2) みかん、いよかん、ゴールデンデリシャス、ジョナゴールド、二十世紀、ネオマスカット、いちごその他市長が定める果実 (東部市場) (1) わらび、ずいき、あかめいも、えびいも、カリフラワー、赤キャベツ、ミニセルリーその他市長が定める野菜 (2) ネーブルオレンジ、ぼんかん、ゴールデンデリシャス、新世紀、甲州ぶどう、ネオマスカット、いちじくその他市長が定める果実	(本場) まぐろ類、かじき類、煮干しいわし、ちりめんその他市長が定める水産物 (東部市場) いんどまぐろ、めばち(冷凍品に限る。)、ちりめん(国産品に限る。)、ふし類その他市長が定める水産物	牛(生体搬入(生体で市場に入荷されることをいう。以下同じ。))に係るものに限る。)の枝肉	
福岡市	該当品目なし	該当品目なし	該当品目なし	

■ 2号物品(一定割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によるもの)の事例

	青 果	せり・入札割合	水 産 物	せり・入札割合	食 肉	せり・入札割合	花 き	せり・入札割合
札幌市	1号物品及び3号物品以外の物品	道内品40% 道外品30%	1号物品及び3号物品以外の物品	品目に応じて設定 (50%～全量)				
東京都	(野菜) だいこん、キャベツ、レタス、はくさい、ほうれんそう、ねぎ、きゅうり、なす、 トマト、ピーマン等、一般消費者の需要の多い物品で市場ごとに別に定めるもの (果実) みかん、りんご、なし、かき、もも、ぶどう、いちご、メロン類、すいか等、一 般消費者の需要の多い物品で市場ごとに別に定めるもの	【大田市場】 品目に応じて設定 (ケース数、割 合)	(築地市場) まぐろ類(一号の物品を除く。)、かつお類、ぶり類、あじ類、さわら類、いわし類、い か類、かれい類、たい類、めぬけ類、たら類、活魚類(一号の物品を除く。)、生鮮貝 類、生鮮淡水魚類、うに類、塩干品類、煮干製品類(一号の物品を除く。)、素干品 類(一号の物品を除く。))及びその他鮮魚類等、一般消費者の需要の多い物品で別 に定めるもの (築地以外) まぐろ類等(一号の物品を除く。))で、一般消費者の需要の多い物品で市場ごとに別 に定めるもの	【築地市場】 品目に応じて設定 (40%～全量)	豚の枝肉(輸入肉を除く。)	一部予約相対を 除きほぼ全量	切花、鉢物等一 号及び三号の物 品以外の物品	【大田市場】 品目に応じて設定 (ケース数)
名古屋市	該当なし	—	冷凍まぐろ類及び冷凍かじき類(市場で解凍して卸売をするものを除く。)	20%	該当なし	—		
大阪市	(本場) 1号物品及び3号物品以外の物品 (東部市場) 1号物品及び3号物品以外の物品	【本場】 50%	(本場) 1号物品及び3号物品以外の物品 (東部市場) 1号物品及び3号物品以外の物品	【本場】 品目に応じて設 定 (10～70%)	牛(生体搬入に係るものを除く。)の枝 肉及び豚(生体搬入に係るものに限 る。)の枝肉	50%		
福岡市	近郊産地の個撰品目のうち規則で定める品目 (野菜) だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、たけのこ、はくさい、キャベ ツ、しゆんぎく、ほうれんそう、ねぎ、にら、山汐、かぶ菜、かつお菜、京 菜、高菜、小松菜、はざ、こな、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッ コリー、チンゲンサイ、なす、トマト、きゅうり、かぼちや、うり、ピーマン、いんげ ん、実えんどう、そらまめ、えだまめ、さといも、たまねぎ、かんしよ、ばれ いしよ、やまのいも及び生しいたけ (果実) かんきつ類(ゆず類及びだいたいを除く。)、ぶどう、なし、かき、すいか、メ ロン、もも(桜桃を除く。)、すもも、枇杷、いちじく、いちご及びくり	70%	いわし類、あじ類、さば類、いか類並びに1号物品及び3号物品以外の品目	50%	国産の牛及び豚の枝肉	50%		

注: せり・入札割合は、業務規程、要綱等によって規定された割合又は市場取引委員会において取り決めている割合である。

■ 3号物品(1号物品又は2号物品以外)の事例

	青 果	水 産 物	食 肉	花 き
札幌市	(1) 輸入野菜及び輸入果実 (2) かんしょ、やまのいも、まめもやし、かいわれだいこん、さといも、きのご類(生きくらげを除く。)、くり、冷凍野菜、冷凍果実、野菜及び果実の加工品その他一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、市場に対する供給事情が比較的安定している野菜及び果実であつて市長が別に定めるもの (3) くわい、ゆりね、はなまるきゅうり、山菜類、香辛野菜、つまもの野菜、ゆず類、うめ、ぎんなん、だいだいその他品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない野菜及び果実であつて市長が別に定めるもの (4) レッドキャベツ、種いもその他加工用等限られた特殊な用途に供される野菜及び果実であつて市長が別に定めるもの	(1) 輸入生鮮水産物 (2) 水産物の冷凍品、水産物の塩干・加工品、養殖又は蓄養された水産物その他一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、市場に対する供給事情が比較的安定している水産物であつて市長が別に定めるもの (3) さけセミ、ますセミ、かにむきみ、たち、淡水魚類(チップを除く。)その他品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない水産物であつて市長が別に定めるもの (4) さけブナ、わずか、宗八がれい、なめたがれい、銀がれい、さめ類、海藻類、貝類、魚卵類、かに類(毛がに及びたらばがにを除く。)その他加工用等限られた特殊な用途に供される水産物であつて市長が別に定めるもの		
東京都	1号及び2号の物品以外の物品	1号及び2号の物品以外の物品	1号及び2号の物品以外の物品	種子、水草並びにミニ門松、荒神松等主として葬祭又は年中行事等限られた特殊な用途に供される花き及びその他の加工品
名古屋市	1号及び2号の物品以外の物品	1号及び2号の物品以外の物品	1号及び2号の物品以外の物品	
大阪市	(本場) (1) ミニトマト、リーキ、しょうが、まいたけ、輸入野菜その他市長が定める野菜及び野菜の加工品 (2) レモン、パインアップル、キウイフルーツ、輸入果実その他市長が定める果実及び果実の加工品 (東部市場) (1) やまのいも、くわい、リーキ、大葉、輸入野菜その他市長が定める野菜及び野菜の加工品 (2) レモン、パインアップル、キウイフルーツ、輸入果実その他市長が定める果実及び果実の加工品	(本場) あさり、うなぎ、塩干品、桜干品、練製品その他市長が定める水産物 (東部市場) 貝類、淡水魚類、桜干品、湯煮品、練製品その他市長が定める水産物	豚(生体搬入に係るものを除く。)の枝肉、牛及び豚の部分肉(枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。以下同じ。)その他市長が定める肉類並びに肉類の加工品	
福岡市	1号及び2号の物品以外の物品	冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品、養殖はまち、養殖たい、養殖すずき、養殖ひらめ、淡水魚類、ふぐ、貝類(かき類を除く。)、いせえび、ざりがに類、しやこ類、あみ類、うに・なまこ類、さめ類及び生遊魚	1号及び2号の物品以外の物品	

3. 卸売予定数量等の公表に関する関係法令等

■ 卸売市場法

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第四十六条 開設者は、中央卸売市場の各市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の卸売予定数量その他農林水産省令で定める事項を当該各市場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格を、すみやかに公表しなければならない。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第四十七条 卸売業者は、前条第一項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が開始される時まで、農林水産省令で定める区分ごとにその日の主要な品目の卸売予定数量その他農林水産省令で定める事項を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、農林水産省令で定める区分ごとに毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

■ 卸売市場法施行規則

(掲示事項)

第二十九条 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める事項は、その日の主要な品目の主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格とする。

(開設者による公表)

第三十条 法第四十六条第二項の規定による卸売の数量及び価格の公表は、売買取引の方法ごとに行わなければならない。

2 前項の規定による公表は、価格を高値、中値及び安値に区分して行わなければならない。

(卸売業者による公表)

第三十条の二 法第四十七条第一項及び第二項の農林水産省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とする。

- 一 せり売又は入札の方法による卸売(第四号に掲げるものを除く。)
- 二 法第三十五条第一項第二号に規定する相対取引による卸売(次号及び第四号に掲げるものを除く。)
- 三 法第三十七条ただし書の規定による卸売
- 四 法第三十九条第二号の規定による卸売

第三十条の三 法第四十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、その日の主要な品目の主要な産地とする。

第三十一条 法第四十七条第二項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 主要な品目ごとの高値、中値及び安値に区分した価格
- 二 その他開設者が当該市場における適正な取引を確保するために必要な事項として業務規程で定めるもの

■ 中央卸売市場業務規程例(平成19年10月1日付農林水産省総合食料局長通知)

(卸売予定数量等の報告)

第53条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) セリ又は入札の方法により当日卸売をする物品(第4号に掲げる物品を除く。)
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品(第3号及び第4号に掲げる物品を除く。)
- (3) 第40条第1項第1号イ、ハ及びニ、同項第2号並びに第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品
- (4) 第41条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

(注)卸売予定数量については、市長が定める時刻までに報告することとしているが、売買取引の方法別の卸売予定数量については、セリ取引が開始される少なくとも一、二時間前までに報告するものとする。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) セリ又は入札の方法により当日卸売をした物品(第4号に掲げる物品を除く。)
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品(第3号及び第4号に掲げる物品を除く。)
- (3) 第40条第1項各号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品
- (4) 第41条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品

(注)1 報告しなければならない事項は、卸売業者に不当な負担とならない限り、市場の実情等に応じ、適当に定めることができる。また、卸売業者以外の市場関係事業者の報告について規定することについても同様とする。

2 セリ売又は入札の方法による卸売開始の時刻以前に卸売をした場合には、その事由ごとに物品の品目、数量、出荷者及び卸売の相手方について報告を求めることができる旨を規定することを妨げない。

3 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号及び第4号の報告については、それぞれ合計してするものとする。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第54条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) セリ又は入札の方法により当日卸売をする物品(第4号に掲げる物品を除く。)
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品(第3号及び第4号に掲げる物品を除く。)
- (3) 第40条第1項第1号イ、ハ及びニ、同項第2号並びに第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品
- (4) 第41条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

(注)卸売予定数量については、卸売のための販売開始時刻までに卸売場の見やすい場所に掲示することとしているが、売買取引の方法別の卸売予定数量については、セリ取引が開始される少なくとも一、二時間前までに公表するものとする。

【前頁からの続き】

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次の各号に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

- (1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品(第4号に掲げる物品を除く。)
 - (2) 相対取引により当日卸売をした物品(第3号及び第4号に掲げる物品を除く。)
 - (3) 第40条第1項各号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品
 - (4) 第41条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品
- (注)1 掲示又は公表する事項は、卸売業者に不当な負担とならない限り、市場の実情等に応じて適当に追加することもできる。
2 第1項第3号及び第4号の掲示並びに第2項第3号及び第4号の公表については、それぞれ合計してするものとする。
3 市場の実情等に応じ、本条において、掲示する場所を規定しても差し支えない。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第55条 市長は、卸売業者から第53条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の〇〇〇に掲示するものとする。

(注) 掲示の場所については、仲卸業者及び売買参加者等が見やすい場所を具体的に規定するものとする。

2 市長は、卸売業者から第53条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに公表するものとする。この場合において、卸売価格については、主要な産地ごとに高値、中値及び安値に区分してするものとする。

(注) 掲示又は公表する事項は、市場の実情等に応じて適当に追加することもできる。

4. 受託拒否の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する関係法令等

■ 卸売市場法

(差別的取扱いの禁止等)

第三十六条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者(中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者をいう。以下同じ。)に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

■ 中央卸売市場における業務運営について(平成17年1月31日付農林水産省総合食料局長通知)

第2 中央卸売市場における売買取引

4 差別的取扱いの禁止

卸売業者は、法第36条第1項の規定により、中央卸売市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをすることが禁止されている。これは、市場取引は公正に行われなければならないという趣旨から設けられた規定であり、開設者にあつては、このような趣旨に反することのないよう、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他関係者を適切に指導するようお願いする。

なお、量販店等の大型小売事業者が卸売業者に出資等することは禁止されているものではないが、この場合において、卸売業者が当該大型小売事業者からの働きかけを受け、当該大型小売事業者の取引に利するために特定の出荷者、仲卸業者、売買参加者に便益を与える行為又は不利な取扱いをする行為は、差別的な取扱いを禁止する法第36条第1項の規定に抵触し、公正な売買取引による適正価格の形成にも大きな影響を与えるおそれがある。

開設者にあつては、かかる差別的な取扱いが行われることがないよう、不断の監視に努めるなど卸売業務の適正な運営が確保されるようお願いする。

5 受託拒否の禁止

卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務に関し、前記4の差別的取扱いの禁止と同様の趣旨から、法第36条第2項の規定により、出荷者から卸売のための販売委託の申込みがあつた場合に正当な理由なしにその引受けを拒否することが禁止されている。受託拒否禁止の原則は、市場制度の根幹の一つであり、厳格に運用すべきであると考えられる。

この場合の正当な理由としては、衛生上有害な物品の受託を拒否する場合や受託契約約款によらない場合の他、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」という。)その他の法令の定めを違反する物品の受託を拒否する場合等が該当する。

このことを踏まえ、開設者にあつては、個別具体的な事案について、卸売業者の恣意により正当な理由なしに受託拒否が行われることのないよう、適正かつ厳格な指導に努めるようお願いする。

5. 商物一致原則に関する関係法令等

■ 卸売市場法

(市場外にある物品の卸売の禁止)

第三十九条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所(農林水産省令で定める特別の事情がある場合において、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。)にある生鮮食料品等の卸売をするとき。
- 二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすること又は電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。

■ 卸売市場法施行規則

(開設区域の周辺の地域における場所の指定)

第二十五条 法第三十九条第一号の農林水産省令で定める特別の事情がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 独立行政法人農畜産業振興機構の保管に係る肉類の卸売をする場合
- 二 開設者が、当該市場に係る開設区域内における交通事情、生鮮食料品等の保管又は貯蔵のための場所の存在の状況等から、当該開設区域内において法第三十九条第一号の規定による場所の指定をすることができないか、又はすることが適当でない場合
- 2 法第三十九条第一号の規定により農林水産大臣(第三十四条の規定により同号の規定による権限が地方農政局長に委任されている場合にあつては、当該地方農政局長)が行う場所の指定は、当該開設者からの申出書の提出があつた場合に行うものとする。
- 3 前項の申出書には、その場所の位置、その場所に係る施設の種類、規模及び構造を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添付しなければならない。

(卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等を卸売する場合に関する基準)

第二十六条 法第三十九条第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 卸売業者は、その者が法第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等(法第三十九条第一号に掲げる場所にあるものを除く。)の卸売を当該許可に係る中央卸売市場に係る開設区域内において行おうとする場合(第三号に掲げる場合を除く。)には、当該生鮮食料品等の品目、数量及び当該生鮮食料品等がある場所の所在地を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該開設者の承認を受けなければならないものとする。
- 二 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。
- イ 当該申請に係る場所が、当該中央卸売市場の開設区域内の場所であること。

【前頁からの続き】

- ロ 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合であること。
- ハ その他開設者が業務規程で定める要件を満たしていること。
- 三 卸売業者は、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をしようとする場合には、当該生鮮食料品等の品目、取引方法、当該取引方法による卸売の数量の上限及び卸売の実施期間を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会の審議を経て当該開設者の承認を受けなければならないものとする。
- 四 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。
 - イ 当該申請に係る生鮮食料品等が、次に掲げるものに限定されていること。
 - (1) かんしょ、ばれいしょ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
 - (2) かんきつ類、りんご、かき、くり、パインアップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
 - (3) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干したものを除く。)
 - (4) 牛及び豚の部分肉(枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。)、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉(その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限る。)並びに鳥肉及び鳥卵
 - (5) 加工食料品((1)から(3)までに掲げる加工食料品を除く。)
 - (6) 花きのうち種苗、花木、はち植のもの、枝物(花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。)及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの
 - (7) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの((1)から(6)までに掲げるものを除く。)であつて、開設者が中央卸売市場又は中央卸売市場の各市場ごとに、当該中央卸売市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして業務規程で定めるもの
 - ロ 当該申請に係る取引において、物品の引渡年月日、出荷者の氏名又は名称及び卸売の数量その他の公正な価格形成を確保するために必要な事項として開設者が業務規程で定めるものが提供されることになること。
 - ハ 当該申請に係る取引において、当該市場の仲卸業者及び売買参加者が当該取引に参加する機会が与えられること。
 - ニ 当該申請に係る取引において、物品の引渡方法が定められることになること。

■ 中央卸売市場業務規程例(平成19年10月1日付農林水産省総合食料局長通知)

(市場外にある物品の卸売の禁止)

- 第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 開設区域内において市長が指定する場所(法第39条第1号の規定により農 林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をするとき。
 - (2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸 業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売 買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。
- (注) 第2号については、承認の対象とする物品の品目について、別表で定める等により限定することを妨げない。

【前頁からの続き】

(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ市場取引委員会の意見を聴いて当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。

イ かんしょ、ぱれいしょ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品

ロ かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品

ハ 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干したものを除く。)

ニ 牛及び豚の部分肉(枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。)、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉(その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限る。)並びに鳥肉及び鳥卵

ホ 加工食料品(イからハマまでに掲げる加工食料品を除く。)

ヘ 花きのうち種苗、花木、はち植のもの、枝物(花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。)及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの

ト 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの(イからへに掲げるものを除く。)であつて、市長が中央卸売市場又は中央卸売市場の各市場ごとに、当該中央卸売市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして別表第4で定めるもの

2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申出者の名称

(2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称

(3) その場所に置く物品の種類

3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目

(3) 取引方法

(4) 当該取引方法による卸売の数量の上限

(5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項

(6) 実施期間

(7) 当該取引に参加する仲卸業者並びに売買参加者の氏名又は名称

(8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法

(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

【前頁からの続き】

(注)1 仲卸業者又は売買参加者の氏名には、当該取引に参加する全ての仲卸業者又は売買参加者が記載されていなければならない。

2 市長の承認は、特段の問題がない限り年一回の包括承認とするなど事務手続の簡素化に配慮することができる。また、新たに当該取引に参加する仲卸業者又は売買参加者があった場合には、一月ごとに取りまとめて、卸売業者に追加承認申請書を提出させるものとする。

6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。

(1) 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。

(2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。

イ 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名(食肉にあつては、品種及び部位を含む。)、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で市長が規則で定めるもの

(注)1 出荷者の氏名又は名称について、食肉にあつては加工者を経て出荷者から出荷される場合には、当該加工者の氏名又は名称に関する情報を提供することとする。

2 水産物及び食肉にあつては、等階級を省略することができる。

ロ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第1項第1号に掲げる事項のうち市長が規則で定めるもの

(3) 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。

(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。

(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。

■ 中央卸売市場における業務運営について(平成17年1月31日付農林水産省総合食料局長通知)

第2 中央卸売市場における売買取引

8 商物一致原則の例外規定

法第39条の規定により、市場外にある物品の卸売については原則として禁止されている(商物一致原則)が、近年、市場の周辺道路の混雑や市場自体の狭あい化が進行していること、また、一定の農林水産物においては規格性が向上するとともに農林水産分野における取引の情報化が進展していることから、すべての物品を市場内に持ち込んで取引を行うことが非効率となる場合も生じている。

このため、法第39条第1号及び第2号で、効率的な売買取引のために必要であり、かつ、市場取引の秩序を乱すおそれがないと認められる場合は、商物一致原則の例外として、卸売業者は市場内に物品を持ち込まなくても卸売をすることが認められている。

このことは、特に、省令第26条第3号で定めるところにより、卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法(以下「電子商取引」という。)により卸売をする場合であつて、開設者が市場取引委員会の意見を聴いた上で効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めた場合について、商物一致原則の例外措置として認められている。

開設者にあつては、電子商取引について、次に示す事項に留意の上、適切な運用が図られるようお願いする。

① 省令第26条第4号イ(7)の規定により、開設者が業務規程で市場ごとに電子商取引の対象物品を定める場合にあつては、規格性の乏しい生鮮食料品等や実際に物品を市場に持ち込まないと正確な商品評価を行うことが困難な品目については、電子商取引の対象としては馴染まないことに留意する。

② 電子商取引についても、法第37条の規定が適用されることから、卸売の対象は当該市場の仲卸業者又は売買参加者に限定され、これ以外の者に対する卸売は認められないものである。

【前頁からの続き】

- ③ 卸売業者は、当該市場において電子商取引に参加する全ての仲卸業者及び売買参加者に対して、当該取引の受付開始時間及び終了時間を正確かつ確実に周知し、当該取引における取引条件に格差が生じることがないように措置することとする。
- ④ 卸売業者は、電子商取引以外の取引の場合と同様、電子商取引の成立後速やかに販売原票を作成することとする。
- ⑤ 電子商取引のシステムは、財団法人食品流通構造改善促進機構が整備した取引電子化のための商品コードや通信手順等の共通ルールである生鮮EDI標準に準拠したものであることが望ましい。
- ⑥ 電子商取引に参加しない当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対する取引機会を確保する観点から、電子商取引を行う品目の入荷量が極端に減少した場合にあっては、承認申請に係る電子商取引による卸売の数量の上限を引き下げるなどあらかじめ適切なルールを定めておくことが望ましい。

また、業務規程例第41条第6項第4号の規定により、卸売業者が電子商取引において事故が発生した場合の処理方法を適正に定めていることが電子商取引の承認要件の一つとなっている。開設者にとっては、次に示す事項を参考にして、適正な事故処理方法が定められるよう、卸売業者に対する適切な指導をお願いする。

① 開設者による事故品検査に係る物品の確認方法

開設者が事故品検査を行うに当たっては、事故物品を市場に搬入して行うことを原則とする。

ただし、引渡場所が遠隔地にある等の理由により、当該物品を市場に搬入して行うことが困難な場合にあっては、写真を添付する等事故内容が確認できる方法に置き換えて行うことができるものとする。

なお、開設者にとっては、これを踏まえて、電子商取引に係る事故処理要領を定めるようお願いする。

② 事故発生時の処理に当たり卸売業者が定めるべき事項

開設者が電子商取引の申請を承認する場合、事故処理方法として卸売業者が定めるべき事項については、以下を参考にされたい。

ア 物品の検収

電子商取引では、物品が市場に搬入されることなく産地から直接実需者に出荷される場合もあることから、その場合を含めて、物品の検収の手順について、誰が、いつまでに、どのように行うか、定められている必要がある。

イ 異状を発見した場合の卸売業者への通知

卸売業者以外の者が検収を行い、その結果、物品に異状(電子商取引を行うに当たって、卸売された物品と事前に卸売業者から提供された等階級、荷姿、量目等の取引情報との間に著しい相違があるもの、粗悪品が混入し選別不十分と認められるもの、運送途中に物品が損傷を受けたもの等が「異状」に該当すると考えられる。)等が発見した場合、卸売業者への通知の手順について、誰が、いつまでに、どのような方法(異状を客観的に確認できる写真等を添付する等)で行うか、定められている必要がある。

ウ 開設者への事故検査の申出

電子商取引以外の取引については、卸売業者は卸売の相手先を明らかにした上で、事故物品とともに事故検査申出書を検査受付時刻までに開設者に提出することとなっている。

電子商取引で事故が発生した場合については、卸売業者は当該物品の異状の状態が確認できる写真の提出をもって事故物品の添付にかえることができるものとする。

【前頁からの続き】

エ 検査後の事故に係る卸売代金の変更等

電子商取引以外の取引については、卸売業者は、開設者の検査結果に基づき、卸売の相手方である買受人と責任分担を協議し、卸売代金の変更を行うとともに、委託品にあつては、開設者が交付する事故品証明書を出荷者へ送付することとなっている。

電子商取引で事故が発生した場合については、卸売業者は、出荷者とも責任分担を協議し、卸売代金の変更又は物品の交換等を行うほか、出荷者の責に帰すべき場合にあつては、開設者が交付する事故品証明書を出荷者へ送付するものとする。

■ 東京都中央卸売市場条例

(市場外にある物品の卸売の制限)

第六十六条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 知事が指定する場所(法第三十九条第一号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。)にある物品の卸売をするとき。
- 二 第五十八条第一項第三号又は第五十九条の二の規定による許可又は承認を受けた物品を、開設区域内の当該許可又は承認に係る申請において引渡しの場所とされている場所で引渡しをするとき。
- 三 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる物品の卸売をしようとする場合であつて、知事があらかじめ取引委員会の意見を聴いて当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。
 - ア 卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号。以下「省令」という。)第二十六条第一項第四号イ(1)から(6)までに掲げる物品
 - イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引をすることが可能な物品(アに掲げる物品を除く。)であつて、東京都中央卸売市場において統一的に、又は市場ごとに、当該市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして、知事が別に定める物品
- 2 前項第一号の規定による場所の指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、申出書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項第一号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、第一項第一号の規定による指定又は省令第二十五条第二項の規定による申出をしようとするときは、当該市場に係る開設区域内における交通事情、生鮮食料品等の保管又は貯蔵のための場所の存在状況、当該市場に係る売買参加者の店舗の分布状況、指定する場所について容易に監督することのできる条件等を考慮するものとする。
- 5 第一項第三号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。
- 6 知事は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、これを承認するものとする。
 - 一 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。
 - 二 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。
 - ア 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名(食肉にあつては、品種及び部位を含む。)、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で知事が別に定めるもの

【前頁からの続き】

- イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項又は第二項の規定による基準が定められている物品については、同条第一項第一号に掲げる事項のうち知事が別に定めるもの
 - 三 当該取引物品の引渡方法が定められることが確実であること。
 - 四 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。
 - 五 知事による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。
- 7 第一項第三号の規定による承認を受けて卸売をした卸売業者は、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

■ 東京都中央卸売市場条例施行規則

(市場外保管場所の指定申出書)

第四十七条 条例第六十六条第一項第一号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した別記第三十三号様式による市場外保管場所の指定申出書に、その場所の位置並びにその場所に係る施設の種類、規模及び構造を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて、知事に申出をしなければならない。

- 一 申出者の名称
- 二 その場所の所在地及びその場所にある施設の名称
- 三 その場所の使用面積(収容能力)
- 四 その場所に置く取扱物品の種類

(電子商取引の承認申請等)

第四十七条の二 条例第六十六条第一項第三号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した別記第三十三号様式の三による電子商取引承認(変更)申請書によつて申請しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- 一 申請者の名称
- 二 承認に係る取引の対象となる物品の品目
- 三 取引方法
- 四 当該取引方法による卸売の数量の上限
- 五 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
- 六 実施期間
- 七 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称
- 八 知事が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
- 九 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

2 条例第六十六条第七項の規定による報告は、毎月十日までに、前月中に卸売をした物品の品目、数量、販売日、取引方法、卸売の相手先及び引渡場所を記載した別記第三十三号様式の四による電子商取引による卸売結果報告書によつてしなければならない。

(市場外保管場所の指定解除届出書)

第四十七条の三 条例第六十六条第三項の規定による届出は、別記第三十三号様式の二による市場外保管場所の指定解除届出書によつてしなければならない。

6. 市場取引委員会に関する関係法令等

■ 卸売市場法

(市場取引委員会)

第十三条の二 開設者は、中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会(以下この条において「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更(第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に限る。)に関し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができる。

3 委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4 前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

■ 中央卸売市場業務規程例(平成19年10月1日付農林水産省総合食料局長通知)

(市場取引委員会の設置)

第79条 ○○市中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、市場及び取扱品目の部類ごとに市場取引委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第80条 委員会は、この業務規程の変更(法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項に限る。)及び第36条第1項第2号の規則で定める割合に関し、市長に意見を述べることができる。

2 委員会は○○市中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

(運営)

第81条 会長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があれば、規則で定めるところにより、速やかに委員会を開催するものとする。

(組織)

第82条 委員会は、○○人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

第83条 委員の任期は、○○とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第84条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第85条 委員会の庶務は○○○において処理する。

(規則への委任)

第86条 第79条から前条までに定めるもののほか、市場取引委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、規則で定める。

(注)1 第86条は、第79条から第85条までに掲げる事項以外の事項であって、市場取引委員会の組織及び運営について必要なものを業務規程で定めることを妨げる趣旨のものではない。

2「市場取引委員会」という呼称については、市場ごとの実情に応じ変更することを妨げない。

■ 中央卸売市場における業務運営について(平成17年1月31日付農林水産省総合食料局長通知)

12 市場取引委員会の設置

開設者は、

① 売買取引等に関する業務規程の変更に当たり利害関係者の意見を聴くこと

② 卸売市場における公正・公開・効率の原則の下で適正な取引を確保していくために、実際に日々の取引を行っている関係者の意見を聴くこと

を目的として、法第13条の2に定めるところにより、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから開設者が委嘱する者で構成する市場取引委員会を設置することができることとしている。

市場取引委員会は、第三者販売・直荷引きの禁止に係る例外措置のうち市場間連携に関する事、電子商取引、市場外での販売行為等について開設者に意見を述べる旨が法令等で規定されているが、これ以外にも市場における売買取引全般について検討する場であり、その運営のあり方が各市場の活性化につながる極めて重要な存在として位置づけられている。

開設者にあつては、このことを踏まえて、次に示す事項に留意の上、市場取引委員会が適切に運営されるようお願いする。

① 市場取引委員会は各市場において取扱品目の部類ごとに市場運営協議会とは別に組織する。

② 市場取引委員会は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等から発議があれば速やかに開催するほか、売買取引に問題が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、開設者が必要であると認めた場合は、弾力的に開催するよう運用を図る。

③ 市場取引委員会の委員の構成が、それぞれの市場に応じた均衡のとれた適切なものとなるよう、委員の選定に当たっては十分に配慮する。